

梶ヶ谷小学校PTA規約

保存版

本規約は、PTA 在籍期間中は各自で保管し、改定があった場合は差し替えてください。

本規約には「常置委員会細則」、「個人情報取扱細則」及び「慶弔内規」を添付していますが、各々別途改定されることがあります。

令和2年5月 改定版

第 1 章 総 則

第 1 条 【名称】

本会は、梶ヶ谷小学校 P T A といい、事務所を、神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷 4 丁目 1 2 番地 川崎市立梶ヶ谷小学校（以下「梶ヶ谷小学校」）におく。

第 2 条 【目的】

本会は、会員である保護者及び教職員が協力して、梶ヶ谷小学校の全ての児童の幸福な成長を図るため、下記を目的とする。

1. 梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔をつくる。
2. 梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔を守る。
3. 梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の心と体の健康を守る。

第 3 条 【方針】

本会は、下記の方針によって活動する。

1. 本会は、第 2 条の目的のために、梶ヶ谷小学校を含む他の団体と協力する。但し、公的機関を含むいかなる組織、団体又は個人の干渉も受けない。
2. 本会は、特定の政党や宗教にかたよらず、また営利だけを目的とする行為は行わない。
3. 本会は、第 2 条の目的のために、梶ヶ谷小学校及び会員と、梶ヶ谷小学校の運営、行事及び教育活動その他の課題に関して討議し、その活動を助けるために助言または提言等を行い、また参考資料を提供するが、直接その人事・教育内容には干渉しない。
4. 本会は、教職員が心身の健康を維持し、充実した教育活動を行うことが、児童の幸福な成長にとって非常に重要であることを踏まえて、梶ヶ谷小学校の教職員の働き方改革を支援する。

第 2 章 会 員

第 4 条 【会員】

1. 本会の会員（以下「会員」）となる資格がある者は、梶ヶ谷小学校に在籍する児童の保護者（父母又はそれに代わる者）及び梶ヶ谷小学校の教職員とする。
2. 本会への入会を希望する者は、所定の方法で入会届を提出することによって入会することができる。
3. 本会からの退会を希望する者は、所定の方法で退会届を提出することによって退会することができる。但し、本条第 1 項の資格を喪失した場合は自動的に退会するものとする。

第 5 条 【権利義務】

1. 会員は、本会の総会に参加し、自由に質問をし、また意見を述べ、一会員につき一個の議決権を行使することができる。但し、会員が保護者である場合は、一世帯につき一個の議決権を有するものとする。
2. 会員は、本部役員又は会計監査員に立候補することができる。
3. 会員は、常置委員会又は特別委員会の委員に立候補することができる。
4. 会員は、役員会又は常置委員会等が管理する各種活動に参加することができる。
5. 会員は、他のいかなる会員に対しても、本会の活動への参加を強制してはならず、また、直接的であるか間接的であるかを問わず、活動へ参加しない会員またはその児童に対して、一切の不利益な扱いや精神的苦痛に繋がる行為をしてはならない。
6. 会員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、未入会の保護者または教職員ならびに未入会の保護者の児童に対して、一切の不利益な扱いや精神的苦痛に繋がる行為をしてはならない。

第 3 章 経 理

第 6 条 【経理】

本会の経費は、会費及び事業収入でまかなう。

第 7 条 【会費】

1. 会員は、8月を除き、月額300円の会費を納める。但し、会員が保護者である場合は、一世帯で月額300円とする。
2. 会費は、入会した日の属する月から徴収し、退会した日の属する月まで徴収するものとする。
3. 本会は、会費の徴収について、梶ヶ谷小学校にその事務を委託する。

第 8 条 【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 本部役員及び会計監査員

第 9 条 【本部役員】

本会には次の本部役員をおく。

- | | |
|-----|-----------|
| 会 長 | 1 名 (保護者) |
| 副会長 | 若干名 (保護者) |
| 会 計 | 2 名 (保護者) |
| 書 記 | 若干名 (保護者) |

第 10 条 【任期】

本会の本部役員の任期は原則として2年とし、再選を妨げない。

第 11 条 【任務】

本会の本部役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、総会、役員会、運営委員会を招集し、本会を代表して会務をまとめる。
2. 副会長は、分担して会長を補佐し、本会の運営に関して改善案の検討を行う。また、会長不在のときは代行する。
3. 会計は、収支の正確な記録を含めて経理事務を担当し、中間監査並びに年度末監査をうけ、総会に際して決算報告書を作成する。
4. 書記は、総会、役員会及び運営委員会の議事を正確に記録することを含めて本会の庶務全般を担当し、総会に際して事業報告書を作成する。
5. 本部役員は、その担当する職務に関わらず、本会の運営体制及び運営方法等について、時代の変化や本会を構成する会員及びその家庭の状況の変化及び多様性を十分に考慮し尊重した上で、常に本会の目的を踏まえて見直しを行い、本会運営の改善及び改革に向けて継続的に取り組む。

第 12 条 【会計監査員】

本会の会計を監査するために、会計監査員 2 名(保護者)をおく。

1. 本会の会計監査員の任期は 1 年とし、再選を妨げない。
2. 本会の会計監査員は、その年度の会計を監査する。

第 13 条 【選出】

本会の本部役員及び会計監査員の選出は、次の通りに行う。

1. 会員は、本部役員又は会計監査員に立候補することができる。
2. 本部役員及び会計監査員の決定は、総会における承認による。
3. 本部役員又は会計監査員に欠員が生じた場合は、総会における承認を得て補充することができる。

第 5 章 総 会

第 14 条 【開催】

1. 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成され、その種類は、定時総会、臨時総会及び指名総会とする。
2. 定時総会は、原則として年 1 回 5 月に開催する。
3. 臨時総会は、会長、役員会または運営委員会が必要と認めたとき、もしくは全会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員の要求があったときに開催する。本項において、会員は、一会員につき一個の議決権を有する。但し、会員が保護者である場合は、一世帯につき一個の議決権を有するものとする。
4. 指名総会は、本部役員及び会計監査員の選出の為に開催する。
5. いずれの総会も、必要に応じて紙面又は電子的方法によって開催することができる。

第 15 条 【報告事項】

下記の事項は、定時総会において報告し、承認を得なければならない。

1. 事業報告に関する事。
2. 決算に関する事。

第 16 条 【付議事項】

下記の事項は、定時総会又は臨時総会において決議しなければならない。

1. 事業計画に関する事。
2. 予算に関する事。
3. 規約の改廃に関する事。

第 17 条 【成立及び決議】

1. 定時総会及び臨時総会は、全会員の議決権の5分の1以上を有する会員の出席（議決権行使書及び委任状の提出者を含む）をもって成立し、その決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 指名総会は公示日翌日より5日間（梶ヶ谷小学校の休業日を除く）を異議申し立て期間とし、異議申し立てをした会員の議決権の数が全会員の議決権の過半数に達しない場合は、異議申し立て期間終了をもって承認とする。
3. 前二項において、会員は、一会員につき一個の議決権を有する。但し、会員が保護者である場合は、一世帯につき一個の議決権を有するものとする。

第 6 章 役員会及び運営委員会

第 18 条 【役員会の構成及び任務】

1. 役員会は、本部役員をもって構成する。
2. 役員会は、構成員の2分の1の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決まる。但し、構成員は、一人につき一個の議決権を有する。
3. 梶ヶ谷小学校の校長、教頭及び教務主任は、必要に応じて同席し、梶ヶ谷小学校を代表して意見を述べるができる。但し、議決権は有しない。
4. 役員会は、本会の組織、運営体制、運営方法又は活動内容等について討議する。また、総会又は運営委員会に提出する議案を検討し、各常置委員会及び梶ヶ谷小学校との間の連絡と調整を図る。

第 19 条 【運営委員会の構成及び任務】

1. 運営委員会は、本部役員及び各常置委員会の正副委員長をもって構成する。
2. 運営委員会は、構成員の2分の1の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決まる。但し、構成員は、一人につき一個の議決権を有する。
3. 梶ヶ谷小学校の校長、教頭及び教務主任は、運営委員会に同席し、梶ヶ谷小学校を代表して意見を述べるができる。但し、議決権は有しない。

4. 運営委員会は、梶ヶ谷小学校及び各常置委員会相互の連絡及び調整、本会の運営方針又は各常置委員会の活動に関する討議並びに総会に提出する議案の検討を行う。

第 7 章 委員会

第 20 条 【常置委員会】

本会は、第 2 条の目的の実現及び活動の円滑化を図るために、常置委員会を置き、詳細は「常置委員会細則」で定める。

第 21 条 【推薦委員会】

1. 推薦委員会は、本部役員及び会計監査員の候補の選出にあたる。
2. 推薦委員は、本部役員、常置委員会委員、教職員である会員の中から選出する。

第 22 条 【特別委員会】

特別委員会は、運営委員会が必要に応じて設けることができる。

第 8 章 個人情報

第 23 条 【個人情報取扱】

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理等の取扱いについては「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

第 9 章 付 則

第 24 条 【規約の実施及び改定】

1. この規約は、昭和 58 年 4 月 28 日より実施する。
2. 第 14 条第 1 項については、平成 6 年 9 月 9 日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
3. 第 10 条・第 11 条については、平成 8 年 3 月 1 日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
4. 第 10 条・第 14 条・第 20 条・第 21 条については、平成 9 年 3 月 3 日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
5. 第 14 条第 2 項については、平成 11 年 4 月 26 日の総会にて承認され改定、実施する。
6. 第 20 条・第 21 条については、平成 15 年 2 月 27 日の臨時総会にて承認され改定、実施する。

7. 第11条については、平成15年12月17日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
8. 第20条・第21条については、平成18年2月28日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
9. 第10条・第14条・第15条については、平成22年2月25日の総会にて承認され改定、実施する。
10. 第20条・第21条については、平成24年2月24日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
11. 第1条・第2条・第10条・第13条・第14条については、平成25年5月1日の総会にて承認され改定、実施する。
12. 第21条第5項については、平成26年4月30日の総会にて承認され改定、実施する。
13. 第13条・第14条については、平成27年4月28日の総会にて承認され改定、実施する。
14. 第15条・第21条については、平成28年5月2日の総会にて承認され改定、実施する。
15. 第14条・第17条・第19条については、平成29年5月8日の総会にて承認され改定、実施する。
16. 第8条・第21条・第23条については、平成30年5月1日の総会にて承認され改定、実施する。
17. 第21条については、令和元年5月9日の総会にて承認され改定、実施する。
18. 第20条・第21条については、令和元年11月15日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
19. 第1条から第24条については、令和2年5月1日の総会にて承認され改定、実施する。